表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「留学の項」という。）の下欄第一号に次のように加える。

ハ　申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。

留学の項の下欄第二号中「（以下「生活費用」という。）」を削る。

留学の項の下欄第三号中「教育を受ける場合は」の下に「、第一号イ又はロに該当し」を加える。

留学の項の下欄第六号を同欄第七号とし、同欄第五号中「の専門課程」を「、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」に改め、同号を同欄第六号とする。

留学の項の下欄第四号中「専修学校の専門課程」を「専修学校又は各種学校」に改め、同号柱書きに次のただし書を加える。

ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

留学の項の下欄第四号イ中「専修学校」の下に「若しくは各種学校」を加え、同号ロ中「当該専修学校」を「申請人が教育を受けようとする教育機関」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。

四　申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

留学の項の下欄に次の一号を加える。

八　申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

表の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項を削る。

表の法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動の項中「留学の在留資格」の下に「（この表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項第一号イ又はロに該当するものに限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請され、施行日後に交付されることとなる出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条の二の規定による証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）に係る法第七条第一項第二号の基準のうち、法別表第一の二の表の興行の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第三条　施行日前に在留資格認定証明書の交付を受け又は査証を受けた者及び施行日後に在留資格認定証明書の交付を受けた者（前条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六条第二項の申請を行ったものに係る法第七条第一項第二号の基準のうち、興行の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第四条　この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

○法務省令第十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

第三十四条第三項及び第四十二条第二項中「宇都宮地方法務局」の下に「、前橋地方法務局」を加える。

第五十一条第一項中「七百九十四人」を「七百九十九人」に改める。

第五十二条第一項中「三百三十三人」を「三百六十六人」に改める。

別表第二中

青森地方法務局	十和田支局

を

青森地方法務局	十和田支局
山形地方法務局	米沢支局

に、

東京法務局	府中支局

を

東京法務局	府中支局
東京法務局	西多摩支局

に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○法務省令第十二号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　法務大臣　千葉　景子

地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「更生保護調査官」を「更生保護管理官」に改める。

第三条第六号中「事務」の下に「（保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）第三条第一号から第五号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に掲げるものに限る。）」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「更生保護調査官」を「更生保護管理官」に改め、同条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　保護観察所の事務の監督に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○法務省令第十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　法務大臣　千葉　景子

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「横浜保護観察所に、」を「さいたま保護観察所、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。